平成２６年（フ）第５１２号
兵庫県加古川市平岡町土山390番地　平岡団地10―301号
債務者　松尾　孝彦
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　破産債権の届出期間　平成27年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２２７号
岡山県倉敷市北畝４丁目11番25号
債務者　川本　由佳
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　綾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８４２号
神戸市兵庫区新開地４丁目３番11―201号、従前の住所神戸市須磨区清水台１番地の18グレーシィ須磨アルテピアⅡ番街519号
債務者　**㐂**西　恵子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４３号
神戸市兵庫区新開地４丁目３番11―201号、従前の住所神戸市須磨区清水台１番地の18グレーシィ須磨アルテピアⅡ番街519号
債務者　**㐂**西　庸博
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３８８号
兵庫県神戸市灘区桜ケ丘町６番27号シャルム桜ケ丘３－Ｃ
債務者　岡　　礼子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末永久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６３５号
神戸市東灘区深江本町４丁目５番12号　206号
債務者　中尾　仁美
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高島　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４４号
広島市安芸区瀬野西５丁目17番15号
債務者　坪井　祥忠
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０３号
広島市中区榎町３番４号タウンハウス榎町304号室、住民票上の住所広島市安佐北区三入６丁目９番４－３号
債務者　山口　信幸
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻河内章悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０４号
三重県度会郡玉城町佐田156番地　ピノ102号
債務者　西村　昌代
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字上野21番地８
債務者　佐藤美保子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第３１７号
神奈川県座間市西栗原１丁目11番23号　セジュールスズキ205号
債務者　尾野　剛志
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３２１号
相模原市緑区小倉895番地１
債務者　山下　生美（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３３６号
神奈川県座間市小松原２丁目51番14―401号　南林間ハイム
債務者　上原　耐志
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２１３８号
北海道江別市緑町西１丁目25番地の５　アーバン緑町201
債務者　渡邉　広志
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２２４号
札幌市西区山の手２条５丁目２番１―506号
債務者　中野　雅子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３２号
埼玉県草加市原町３丁目16番２―504号
債務者　深沼　勝芳
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５３８号
埼玉県春日部市樋籠10番地
債務者　木村千奈美（旧姓荒畑）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
福岡県三潴郡大木町大字福土35番地４
債務者　池口　正文
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係